

島根県報

第一、四三六号
平成十五年一月十七日
(金曜日)

目次

告示

- 字の区域の廃止 (地方課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 二
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課) 二
- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課) 二
- 土地改良事業変更計画書の縦覧 () 二
- 換地計画書の縦覧(四件) () 三
- 保安林予定森林(二件) (森林整備課) 四
- 解除予定保安林(三件) () 四
- 保安林の指定の解除 () 五
- 自動車専用道路の指定 (道路整備課) 五
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 六

公告

- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村整備課) 六
- 公共測量の終了 (用地対策課) 一三
- 島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技用器具等)の購入に係る一般競争入札の実施 (都市計画課) 一三
- 都市計画決定の図書の縦覧 () 一四
- 都市計画の変更案の縦覧 () 一五
- 都市計画変更の図書の縦覧(四件) () 一五

正誤

平成十四年十二月二十七日付け島根県報第一、四三二(漁業管理課)一六

告示

示

号中
平成十四年十二月二十七日付け島根県報第一、四三二(都市計画課)一六号中
平成十四年十月三十一日付け島根県報号外第一〇九号(選挙管理委員会)一六別冊中

島根県告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、佐田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する第五十四条第四項の規定による県営中間総合整備事業やまゆりの郷地区第六工区の換地処分告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

大字	小字	地番
吉野	京市	二二八
	下榎	二一九
	代宮田	二二〇の一、二二〇の四、二二一の一
	和イノ木	二四五、二四六
	下中村	二四七、二五五から二五八まで
	伊平田	二五九、二六〇
	古ウトシ	二六一、二六二
	後口松ヶ谷	四四二
	新田原家ノ上	四四八の二、四五〇の一、四五二

新田原	四五三から四五五まで
菅 沢	四七九、四八〇、四八二、四八四
中 平	五七五の一

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年八月一日現在のものである。)

島根県告示第二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
金澤 旭宣	外科	県立中央病院	出雲市姫原四丁目一一	平成十四年十二月二十六日
水村 浩之	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ一〇三一	〃
井上 貴雄	整形外科 リハビリテーション科	医療法人水上整形外科医院	益田市乙吉町ロ三三	〃

島根県告示第二十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によりいずも農業協同組合の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

農地売買等事業（農地の借受け及び貸付けに係るものに限る。）

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

浜田市土地改良区

退任した役員氏名及び住所

理事

浅浦 里三 浜田市田橋町七四〇番地

島根県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	八束郡鹿島町土地改良区
事業名	七田地区区画整理事業（非補助土地改良事業）
縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間	告示の日から二十一日間
縦覧の場所	鹿島町役場

島根県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、美濃郡匹見町土地改良区理事長から三葛地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

匹見町役場

島根県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

佐田町役場

島根県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

佐田町役場

島根県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第十五工区の換地計画を定めたので、同条四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十五年一月十七日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
多伎町役場

島根県告示第三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 保安林予定森林の所在場所
邑智郡大和村大字潮村一八の二、三七〇の一、三七一の五、三七三の一、三七三の七、三七四の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第三十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 保安林予定森林の所在場所
簸川郡大社町大字遙堪字樽戸谷一八四六の一から一八四六の四まで、一八四七、一八四七の一、一八四八から一八五二まで、一八五四の一、一八五四の二、一八五五から一八六一まで、一八六二の一、一八六二の二、一八六三、一八六四、一八六七、字鎌代一八八二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第三十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 解除予定保安林の所在場所

能義郡広瀬町梶福留一九七二の二・一九七二の八(以上二筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

能義郡広瀬町梶福留一九四七の三(国有林)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第三十七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

能義郡広瀬町下山佐四三二五の五(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第三十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

邑智郡大和村大字上野九九七の三(国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

出雲市芦渡町字白石二一四一の二から二一四一の六まで、二一九六の三から二一九六の一九まで、字廻田二二七六の五から二二七六の八まで、二二八三の二から二二八三の四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のと

おり道路の部分自動車専用道路として指定するので、同条第四項の規定により告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	指定する道路		敷地の幅員	区域	管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区	間					延長
県道	三刀屋木次イン ター線	飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五〇番三地先 から同大字二〇二三番四地先まで		三〇・〇〇〇 四〇・〇〇〇 メートル	一・一〇・〇〇〇 メートル	平成十五年一月十七日	木次土木建築事務所	備考

島根県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 従前の土地の表示

島根県知事 澄田信義

- 一 施行者の名称
出雲市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画道路事業三・五・十四号出雲市駅前白枝線
- 三 事業施行期間
平成十五年一月十七日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分
出雲市白枝町字壱丁田及び字南芦田地内
 - (二) 使用の部分
なし

公 告

市郡 町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
簸川郡 斐川町	求院	堀川	四一三一	田	九〇三	三四五	
〃	〃	〃	三〇三一	〃	三六六	一二〇	
〃	〃	〃	四一〇一	〃	八二九	五〇七	
〃	〃	〃	三五七一	〃	八一九	五七一	
〃	〃	〃	四二九	〃	一四〇〇	一八五	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
堀川		〃	堀川					〃	〃	〃	〃	〃	〃
七五二一	一二〇九	五四九	七五一	一一五七	一三〇六一	一二〇〇一	一二六五二	七三二	七二四	七〇三	六二二一	六八〇一	六八二一
田	畑	田	〃	畑	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五一	一四八	五〇五	一七九	五三	二九八	五〇五	二四三	一八五	一〇七五	一〇〇六	五五〇	一〇七九	一一九〇
三三三	一三八	五四	六	二	一一	一七〇	二三二	五二	六一	三七四	五三〇	五一	二〇一

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	堀川		〃	〃	堀川		堀川		堀川	
一三四六一	一八〇五一	八二〇一	八一四一	七九五	一三〇一	七七〇	七八二	七七三	一二四八	七六四一	一一九三	七五六	一三三七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二〇四	五〇四	三二七	三八一	一一八六	九二四	二二五	六四八	七二七	六三三	六二一	八三七	五八一	一一一
一五〇	四七〇	二八六	二四七	三二二	一七六	一七七	三四〇	四二五	三九二	三一	四六一	二六二	一一〇

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	江上直	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						〃	堀川						
二七七〇	二七七四	二八〇九	二八〇六	二七六四	一二八七一	七九三一	七〇八一	一二五四	一三三九一四	一七二五	一七九二一	一七〇八一四	一七七二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一九一	七三〇	六九三	七二七	一四七一	一一三	一〇三五	三九七	七九五	七九一	八八五	四三九	四九〇	四四八
一五四	一一八	一一一	一八八	二七五	五七	三七	六九	一〇〇	五三三	五二八	三三一	三二七	一〇三

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
富村	〃	求院	〃	〃	〃	〃	〃	〃	富村	〃	〃	〃	〃
	堀川												
二三三十一	八二七	一七七一	二八〇	三七九	二九五	二九八	一五	五三十一	三九〇	二七五七一二	二七五八一	二七五九一一	二七六一一二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七四	七九五	八〇五	一〇二二	九九二	四二八	九九二	九〇六	一九〇	六八六	四六三	六三七	七〇四	一七二
四三二	五二一	三六六	一一五	七二	七二	二九六	二二七	七三	二〇〇	一八〇	一七〇	二〇二	一一〇

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	求院	富村	出西	〃	江上直	〃
堀川			〃	〃	堀川					星田			
五〇二	一三三三二	一七三三三	六三三三一	五七八	六三三一一	一〇三三二四	九四七	一七五三一	二〇八	二八四七	二七七五	二八六五	六七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	田
三八三	一〇二二	五七〇	五〇六	一一三五	七二七	七二七	六四五	八四五	六三二	九七四	一三三二	一〇二七	一〇三五
五五	一八二	五七	二二二	七七	一六〇	六四	七九	八六	五九	一一五	八五	一一四	二七六

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	求院	富村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					堀川		〃	堀川		堀川			
一七五九一四	一一八四一一	二二三	一〇五八	一七三二	六二八	一一三六一一	六三三一二	四五八	一〇三九	三三四一一	九二九	一〇一九	一〇三三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇四三	一九三〇	一〇二二	一〇二二	一五〇五	一〇二一	四九九	四一四	一〇二一	一〇二一	五八四	六三二	六六七	一〇五九
一〇九	一四五	八二	一八一	四三八	一〇九	四〇四	一四五	一一七	三七	二二三	二〇一	一一〇	三八

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
神水	〃	出西	富村	〃	〃	〃	求院	〃	〃	〃	出西	〃	〃
	〃	星田					堀川	〃	〃	〃	星田		
一九四二	二八七三	二八四〇	二八	一一八五一	一二七一	一〇三七	五四七	二八三八	二八六六一三	二八三一	二八三八一	一二二五	一二六五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八六二	一〇〇五	一〇一二	一四二五	六四六	三三五	九九一	三三〇	九八九	四三三	八九三	三三九	一〇二一	一一五三
六九	一八二	三六	五一	二六	二二三	六五	五〇	三六	二五六	一三三	一〇六	九三	一三四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
出西	神水	出西	富村	神水	〃	江上直	〃	〃	神水	出西	神水	〃	出西
星田		星田								星田		〃	星田
二八八一	一九二八一	二八五二	三七	一八七二	二八七七	二八一五	一九三六	一九四五十一	一八八五	二八八〇	一九六〇	二八五八	二八四二
田	畑	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一九五	一九八	四九九	一〇五六	九二五	一〇五五	一〇二七	一一四五	三三三	一一二二	四九八	一一一五	九九八	一三八九
二九二	七	三二三	四〇九	二六九	四六四	二五八	一一二	一二六	一六三	一九三	六九	四七七	一二三

二 指定年月日

平成十四年十二月十二日

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
求院	〃	富村	求院	〃	〃	〃	富村	神水	〃
堀川									〃
三五三十一	二九六	一九二一三	一二二〇一	九	六二	五五	七	一八九八	二八七九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五七	七二二	四六四	七四二	七三一	一三七二	九九七	一二〇一	八七一	一三二九
一一一	一三五	一一四	三〇六	一五四	八八	七三	九一	三二	四二三

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年十一月十二日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

一 作業種類

公共測量（平面図作成）

二 作業期間

平成十四年四月十七日から平成十四年十一月十二日まで

三 作業地域

松江市本庄町地域

島根県知事 澄 田 信 義

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用器具等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百

五分の百に相当する金額を記載すること。
二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二一二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年一月十七日から平成十五年一月二十四日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十五年二月十四日 午後二時から

場所：島根県松江市殿町一 島根県庁会議棟二階 第四会議室
なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(一) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(三) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(四) 契約書作成の要否

要する。

(五) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(六) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(七) その他詳細

入札説明書による。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

旭都市計画火葬場
二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、母衣町、米子町、南田町、学園南一丁目、学園南二丁目地内

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市役所

四 縦覧期間

平成十五年一月十七日から平成十五年一月三十一日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

一 都市計画の種類

島根県知事 澄 田 信 義

平田都市計画用途地域
二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

毎週火・金曜日発行

一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十五年一月十七日

- 一 都市計画の種類
旭都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県知事 澄田信義

正 誤

平成十四年十二月二十七日付け島根県報第一、四三三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
七	上	始めから十二	温泉津町福波(大字今浦を除く。)	温泉津町(福波大字今浦を除く。)

平成十四年十二月二十七日付け島根県報第一、四三三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十五	下	終りから二	小郡町大字三三〇七番地	小郡町大字上郷三三〇七番地
〃	〃	終りから一	中島巖	中嶋巖

ように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
三十二	日本共産党島根県中部地区委員会のうち1(1)中	44,452,399	44,952,399
〃	日本共産党島根県中部地区委員会のうち1(1)イ中	44,234,882	44,734,882
〃	日本共産党島根県中部地区委員会のうち2(1)エ中		500,000 西尾隆夫
〃	日本共産党島根県中部地区委員会のうち2(1)合計中	44,234,882	44,734,882

平成十四年十月三十一日付け島根県報号外第一〇九号別冊中に誤りがあったので、次の

平成十五年一月十七日印刷
平成十五年一月十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)